

条文	項目	追而内容	理由等	追而対象資料 (記載該当箇所)	提出予定時期	補足	
第6条	火山	火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映 (層厚及び粒径、密度)	【地震津波側審査の反映】 降下火砕物シミュレーションによる、敷地における降下火砕物の層厚評価について審査中のため	・基本方針 本文の一部 ・別添1 本文の一部 ・別添1 個別評価全般 ・別添1 添付1の一部 ・別添2 本文の一部	2023年3月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の説明スケジュール（2023.3）通りに資料を提出する。	
	外部火災	漂流船舶の火災影響評価	【地震津波側審査の反映】 入力津波に基づく漂流船舶に係る評価を反映するため	・基本方針の一部 ・別添1 本文の一部 ・別添1 添付書類5の一部	津波防護方針確定後		
		森林火災時の予防散水活動	【地震津波側審査の反映】 防潮堤線形変更に伴い入構ルートが変更になり、変更後の予防散水活動時間を再評価するため	・別添1 添付資料2の一部	入構ルートの確定後		
		補助ボイラ燃料タンクの火災影響評価	アクセスルート評価により通行性を確保する目的から補助ボイラ燃料タンク防油堤面積の縮小を予定しており、補助ボイラ燃料タンクの火災による影響の評価を見直す	・基本方針の一部 ・別添1 本文の一部 ・別添1 添付資料6の一部 ・別添1 添付資料7の一部 ・別添1 添付資料8の一部	アクセスルートに係る設計が確定し、火災影響評価の実施後		
	その他自然現象	降水影響評価（設計基準降水量に対する構内排水設備による排水評価）	【地震津波側審査の反映】 防潮堤線形変更に伴い、設計基準降水量に対して排水可能な構内排水設備の設計及び評価を行うため	・別添1 添付1 補足資料12の一部	防潮堤設計が確定し、構内排水設備に係る評価等を実施後		
		地震、津波、竜巻、火山の影響における発生頻度の評価結果	【地震津波側審査の反映】 基準地震動、基準津波及び対象火山が確定次第、発生頻度の評価を行うため	・別添1 本文の一部 ・別添1 添付1 補足資料18	基準地震動、基準津波及び対象火山に係る評価完了後		
		層厚、密度及び粒径に基づく再評価	【地震津波側審査の反映】 降下火砕物シミュレーションによる、敷地における降下火砕物の層厚評価について審査中のため	・基本方針 本文の一部 ・別添1 本文の一部 ・別添1 添付1 補足資料18	2023年3月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映に係る説明スケジュール（2023.3）に合わせて資料を提出する。	
		地滑り影響評価	当社空中写真判読、公開の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため	・基本方針の一部 ・別添1 本文の一部 ・別添1 添付1 補足資料15	評価が完了次第、速やかに提出	審査で、地滑りについて防災科研のデータの評価等、指摘を受けたことを踏まえ、現地調査を含む再評価を行う。	
	第9条	内部溢水	基準地震動および入力津波高さの変更による溢水源・溢水量の再評価	【地震津波側審査の反映】 基準地震動および入力津波に基づく評価の反映のため	別添1 添付資料7, 8, 12, 13, 14, 18, 19, 21の参考資料	2023年5月 ／ 2023年8月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、内部溢水に係る説明スケジュール（2023.5/2023.8）に合わせて資料を提出する。
			溢水評価条件の最新化	欠損面積、火災荷重、溢水経路等の評価条件を最新化し、再評価が必要。	別添1 添付資料13, 14の参考資料	2022年11月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、内部溢水に係る説明スケジュール（2022.11）に合わせて資料を提出する。

条文	項目	追而内容	理由等	追而対象資料 (記載該当箇所)	提出予定時期	補足
有効性評価	基本的考え方	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・操作・作業時間の想定時間（4時間10分） ・訓練等からの実績時間（3時間） ・接近経路（R/B・屋外） ・操作現場（R/B・屋外）	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料6.3.1の一部		当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定結果	【地震津波側審査の反映】 確率的地震・津波ハザード等の変更に伴い、地震・津波PRAの再評価が必要なため	「基本的考え方」の一部の地震・津波PRA評価結果に関する部分	2023年7月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の地震・津波PRAの説明スケジュール（2023.7）に合わせて資料を提出する。
	SBO	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数3名 ・所要時間4時間10分 ・燃料消費に関する評価	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.1.2 全交流動力電源喪失」の一部 添付資料7.1.2.20の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	CCW喪失	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数3名 ・所要時間4時間10分	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失」の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	CV過圧破損	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数3名 ・所要時間4時間10分 ・燃料消費に関する評価	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.2.1.1 格納容器過圧破損」の一部 添付資料7.2.1.1.23の一部 添付資料7.2.1.1.24の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	CV過温破損	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数3名 ・所要時間4時間10分 ・燃料消費に関する評価	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.2.1.2 格納容器過温破損」の一部 添付資料7.2.1.2.10の一部 添付資料7.2.1.2.11の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	FCI	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・所要時間4時間10分	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料7.2.3.2の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	SFPスロッシングの 溢水量評価 (想定事故1/2)	新たに設定した基準地震動によるSFPスロッシングの溢水量評価	【地震津波側審査の反映】 基準地震動に基づく評価の反映のため	「7.3.1 想定事故1」の一部、添付資料7.3.1.4の一部 「7.3.2 想定事故2」の添付資料7.3.2.5の一部	2023年5月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、内部溢水に係る説明スケジュール（2023.5）に合わせて資料を提出する。
	崩壊熱除去 機能喪失	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・所要時間4時間10分	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料7.4.1.7の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	停止時SBO	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数3名 ・所要時間4時間10分 ・燃料消費に関する評価	T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.4.2 全交流動力電源喪失」の一部 添付資料7.4.2.8の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	

条文	項目	追而内容	理由等	追而対象資料 (記載該当箇所)	提出予定時期	補足
有効性評価	必要な要員及び資源の評価	原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）に係る以下の事項 ・災害対策要員の要員数 ・重大事故等対策時の要員の合計 ・燃料消費に関する評価 ・操作場所	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	「7.5 必要な要員及び資源の評価」の一部 添付資料7.5.2.1の一部 添付資料7.5.2.2の一部 添付資料7.5.3.1の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
	アクセスルート (必要な要員及び資源の評価)	屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間	【地震津波側審査の反映】 アクセスルートの検討結果・記載表現などを反映するため	「7.5 必要な要員及び資源の評価」の一部	2022年10月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、アクセスルートに係る説明スケジュール（2022.10）に合わせて資料を提出する。
第43条	重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について	基準地震動および入力津波高さの変更による循環水ポンプ建屋の溢水量評価	【地震津波側審査の反映】 基準地震動および入力津波に基づく評価の反映のため	43条補足説明資料 共-9のうち、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプの溢水影響評価	2023年8月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、内部溢水に係る説明スケジュール（2023.8）に合わせて資料を提出する。
	アクセスルート	アクセスルートに関する記載見直し (1.3.4 操作性及び試験・検査性)	【地震津波側審査の反映】 アクセスルートの検討結果・記載表現などを反映するため	43条まとめ資料本文の一部 43条補足説明資料 共-2の一部	2022年10月	審査会合を要すると想定している項目として資料「論点とスケジュール」に記載の、アクセスルートに係る説明スケジュール（2022.10）に合わせて資料を提出する。
	重大事故等 対処設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」のホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	補足説明資料 共-5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について ・ホースルート図 ・接続口に関する記載	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
第47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」のホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	補足説明資料 47-10 可搬型重大事故等対処設備の接続口について ・ホースルート図 ・接続口に関する記載	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	「A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転」の要員（数）、所要時間及びホース敷設ルート	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 ・第1.4.33図の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
第48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」の要員（数）、所要時間、ホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料 ・図3.5-2の一部 ・図3.5-4の一部 補足説明資料 48-9 可搬型重大事故等対処設備の接続口について ・ホースルート図 ・接続口に関する記載	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」の要員（数）及び所要時間	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 ・目次の一部 ・1.5.2.1 (5) a. (c)の一部 ・1.5.2.1 (5) b. (c)の一部 ・第1.5.8図の一部 ・第1.5.10図の一部 まとめ資料 ・添付資料1.5.2の一部 ・添付資料1.5.5の一部 ・添付資料1.5.6の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	

条文	項目	追而内容	理由等	追而対象資料 (記載該当箇所)	提出予定時期	補足
第49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」の要員（数）、所要時間、ホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料 ・図3.6-7の一部 補足説明資料 49-9 可搬型重大事故等対処設備の接続口について ・ホースルート図 ・接続口に関する記載	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.6	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給」の要員（数）及び所要時間	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	比較表 ・目次の一部 ・1.13.2.8(2)c.の一部 ・第1.12.18図の一部 ・第1.13.46図の一部 ・第1.12.20図の一部 ・第1.13.48図の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
第50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」の要員（数）、所要時間、ホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料 図3.7-4の一部 補足説明資料 50-9 可搬型重大事故等対処設備の接続口について	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の要員（数）、所要時間及びホース敷設ルート	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 ・目次の一部 ・1.7.2.2(1)a.(c)の一部 ・第1.7.6図の一部 ・第1.7.7図の一部 ・添付資料1.7.6の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
		「重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価」の作業時間及び線量	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおける被ばく線量を評価中のため。	まとめ資料 ・目次の一部 ・添付資料1.7.7の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
第52条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	・「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」のホース敷設ルート ・接続口に関する記載	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	補足説明資料 52-10 可搬型重大事故等対処設備の接続口について	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	「重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価」の作業時間及び線量	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおける被ばく線量を評価中のため。	まとめ資料 ・目次の一部 ・添付資料1.11.20の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.12	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給」の要員（数）、所要時間及びホース敷設ルート	T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 ・目次の一部 ・1.12.2.4(2)c.の一部 ・第1.12.18図の一部 ・第1.12.20図の一部 まとめ資料 ・添付資料1.12.21の一部 ・添付資料1.12.23の一部	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	

条文	項目	追而内容	理由等	追而対象資料 (記載該当箇所)	提出予定時期	補足
第56条	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」及び「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水」の要員（数）、所要時間、ホース敷設ルート 接続口に関する記載 	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料 <ul style="list-style-type: none"> 第1.4.33図の一部 補足説明資料 56-7 可搬型重大事故等対処設備の接続口について <ul style="list-style-type: none"> ホースルート図 接続口に関する記載 	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.13	重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給タイムチャート」の要員（数）、所要時間及びホース敷設ルート	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 <ul style="list-style-type: none"> 目次の一部 1.13.2.8(2)c.の一部 第1.13.46図の一部 第1.13.48図の一部 まとめ資料 <ul style="list-style-type: none"> 添付資料1.13.4の一部 添付資料1.13.25の一部 	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
		「重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価」の作業時間及び線量	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおける被ばく線量を評価中のため。	まとめ資料 <ul style="list-style-type: none"> 目次の一部 添付資料1.13.4の一部 添付資料1.13.26の一部 	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
第57条	重大事故等対処設備	<ul style="list-style-type: none"> 「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給タイムチャート」の要員（数）、所要時間 	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	添付資料 <ul style="list-style-type: none"> 図2.14-6の一部 図2.14-12の一部 図2.14-32の一部 補足説明資料 57-7 タンクローリーによる燃料補給について <ul style="list-style-type: none"> 図2の一部 	当該条文のヒアリングに合わせて資料を提出	
技術的能力 1.14	電源の確保に関する手順等	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給」の要員（数）、所要時間及びホース敷設ルート	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 <ul style="list-style-type: none"> 目次の一部 1.14.2.4(2)c.の一部 第1.14.37図の一部 第1.14.39図の一部 まとめ資料 <ul style="list-style-type: none"> 添付資料1.14.17の一部 添付資料1.14.18の一部 	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	
第61条	緊急時対策所	「61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）」を作成	61条は、緊急時対策所に係る基準適合の方針を示すため、34条及び1.18と足並みを揃えてグループ2(8/31)提出としているが、当該資料はグループ3(9/30)提出である35条（通信連絡設備）の資料「2.通信連絡設備」を参照して作成するものであることから、グループ2提出時は当該資料を追而とする。	61-9 適合状況説明資料（補足説明資料：通信連絡設備）	2022年9月	グループ3である35条（通信連絡設備）の提出（2022.9.30）に合わせて、提出する。
技術的能力 1.18	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給」の要員（数）、所要時間、ホース敷設ルート及び給油間隔	T. P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、3号タービン建屋を一部通行する設計であったが、当該ルートについては地震によるタービン建屋内の配管破損等の影響を否定できないことから、代替ルートの検討及び代替ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。	まとめ資料及び比較表 <ul style="list-style-type: none"> 目次の一部 1.18.2.4(1)c.(c)iii.の一部 第1.18.15図の一部 第1.18.16図の一部 まとめ資料 <ul style="list-style-type: none"> 添付資料1.18.3の一部 	当該審査項目のヒアリングに合わせて資料を提出	